

# 6. セメント

## 概況

中国経済の減速に伴い、2015年のセメント生産量は23億4,796万トンとなり、前年比4.9%減と大幅に落ち込んだ。天安門事件後の影響を受けた1990年以来、25年ぶりのマイナス成長である。

中国のセメント生産量はピークを過ぎたものの、全世界セメント生産量の約60%を占め、31年連続で突出しての首位にある(2位のインドの約8倍)。一方、生産能力は、33~35億トンのレベルにまで上がっているとわれ、ここ数年間課題となっている生産能力過剰の解消は、解決へ向かうどころかその差をさらに広げている。

生産能力過剰問題は企業間の悪性競争による売価下落・利益大幅減をもたらし、環境問題にも影を落としている。

表1: 中国セメント生産量の推移

年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
生産量(百万t)	1,388	1,629	1,868	2,063	2,184	2,414	2,476	2,348
伸び率(%)	2.5	17.9	15.5	16.1	7.4	9.6	1.8	△4.9

出所: 数字水泥網

## 2015年の動向

2015年のセメント生産量が大きく落ち込んだ要因は、不動産開発投資の下落である。2014年には前年比10.3%増の伸びをみせていたが、2015年は伸び率が前年比1.0%増に止まった。住宅投資額は前年比0.2%減、住宅施工面積は前年比2.4%減となっている。

地区別の生産量は発展途上にある西南地区が前年比1.3%増と伸びたことを除くと、他の地区は全てマイナス成長となった。特に、華北・東北においては前年比約15%減と低迷した。

表2: 2015年中国の各地区別セメント生産量

地区	生産量(千トン)	伸び率(%)	割合(%)
全国	2,347,961	△4.95	100
華北(北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区)	197,761	△14.60	8.42
東北(遼寧省、吉林省、黒龍江省)	111,489	△15.77	4.75
西北(陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区)	209,300	△7.19	8.91
華東(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、山東省)	751,769	△5.62	32.02
中南(河南省、湖北省、湖南省、広東省、広西チワン族自治区、海南省)	672,420	△1.72	28.64
西南(重慶市、四川省、貴州省、雲南省、西蔵自治区)	405,222	1.30	17.26

出所: 数字水泥網

セメント業界の利益については、全国に3,390社ある中で、43%の企業が赤字に陥った。

需要が低迷する一方で、一部の地方政府は大規模工場の新増設に対し認可を与え、生産能力過剰を加速させている。市場を主導すべき大企業が、市場シェアを奪おうと低価格競争を仕掛けたことも業界全体の利益を押し下げた。セメント業界全体の売上高は前年比10%減、税引前利益は前年比58%減という惨状である。

同じ生産能力過剰問題を抱える鉄鋼業においては、安価な製品を輸出して国際市況にも影響を与えている。一方、セメントの場合2015年の輸出量は前年比9.6%減の920万トン、セメントの中間製品であるクリンカ輸出品(656万トン)は前年比75.6%増と大幅に増えているものの、絶対数量は多いとは言えない。品質の問題以外に、セメントは運賃負担力が大きく販売半径の制約があること、大量輸送には大型専用タンカーが必要となること、中国企業が海外顧客開拓よりも「一帯一路」政策に沿った工場建設投資に傾いていることが理由と思われる。

## 主な政策・行政措置

### 生産能力過剰対策

セメント業界に対しては、古くは2003年に国家發展改革委員会、國務院が、盲目的投資と低レベルな重複建設の防止について意見を公布している。その後も関係政府部門が毎年のように相次いで生産能力過剰防止策を打ち出してきたが、需要の伸びに淘汰量が追いつかず、さらに過度な新増設が続いている状態である。

2015年は、工業情報化部が「セメント業界規範条件(水泥行业规范条件)」、「一部の深刻な生産能力過剰業種の生産能力置き換え実施弁法(部分产能严重过剩行业产能置换实施办法)」を施行。セメント産業に対する投資者の参入基準を厳格化し、盲目的拡張の禁止を求めたが、等量又は減量による置き換えが認められたこともあり、規制は有名無実化。

2015年に淘汰された生産能力が3,900万トン(工業情報化部目標値、実績未公表)だったのに対し、新設能力は4,700万トン、2016年にも3,500万トンの新設能力が操業開始する見込みである。

### 品質・環境対策

新環境保護法では、汚染物質の総量規制、環境モニタリングと環境アセスメント、行政区を跨ぐ共同予防システムなどが完備され、環境汚染企業に対する処罰も厳格化された。「セメント工業大気汚染物排出基準」の実施においては、PM2.5等汚染防止のための煤塵・NOxの排出基準が世界トップクラスの厳しさとなった。

品質面においては、製品品質のグレードアップのため、2015年12月から32.5複合珪酸塩セメントGB基準が取り消された。

### 冬季生産ピークシフト

2015年は、前年に続き生産能力過剰と環境問題を解決する臨時措置として、「冬季生産ピークシフト」策が実施された。冬季(11月~翌年3月)の暖房使用時期に、需要減退

地区である東北・華北・西北地区でセメント生産窯を停止させる措置である。2014年は自主的色合いが濃かったのに対し、2015年は工業情報化部と環境保護部が連名で通知を発し、強制力を示した。

## 2016年の展望・重点政策

2016年も不動産開発投資の伸びが見込めず、生産能力過剰の解消も短期的には解決が難しいことから、セメント生産量は引き続きマイナス成長が予想されている。中国水泥協会傘下の数字水泥網では、2016年のセメント生産量を前年比3%減、22.8億トンと予想している。

2016年3月に開催された全人代の「政府活動報告」の中で「供給側の構造改革」という言葉が5回用いられており、供給側の構造改革を断行する決意が示された。特に過剰生産能力の削減は、第13次5カ年計画の重点の一つである。新規生産能力拡大の抑制、旧式設備の淘汰等により、秩序的に過剰生産能力を削減すること、合併再編や債務整理、破産清算等の措置によって「ゾンビ企業」を処理することが求められている。但し、失業者の増加、景気の下振れ圧力等の痛みを伴い、企業や地方政府の抵抗も予想されることから、どのように具体的かつ有効的に実施していくのかを注目していく必要がある。

## セメント産業の問題点と改善要望

### 生産能力過剰問題

生産能力の新增設については、国が把握しているプロジェクト数よりも、実際に投資・建設されているプロジェクト数が多くなっている模様である。

生産能力の淘汰についても、地方政府や企業の抵抗により、旧式設備の淘汰が足踏みしている。中国水泥協会によると、第12次5カ年計画期間(2011~2015年)、約7億トンのセメント生産能力が淘汰されたとされているが、この内訳のほとんどが旧式の窯生産ラインとクリンカ粉碎工場である。実際に淘汰されたクリンカ生産能力はわずか3億トン、同期間に新增設された能力は6.9億トンであり、クリンカ生産能力純増分は3.9億トンとなる。これをセメントに換算すると、6.5億トンの生産能力が増えていることになる。

工業情報化部が2010年から毎年公表していた旧式設備・企業淘汰リストは、2015年には公表されなかった。有名無実化している「等量又は減量による置き換え」政策の廃止も含め、実効性のある政策や財政補助の制定を期待する。

但し、法律法規を順守し環境・省エネ・品質・技術・安全に優れている企業に対しては、淘汰対象から除外すべきである。

### 品質問題

32.5複合珪酸塩セメントGB基準は取り消されたものの、まだ他の32.5級品GB基準は残っている。32.5級品は構造成用に適しておらず、主に中小企業が環境問題を無視しながら生産しているケースが多い。また、32.5級品はGB基準上、

混合比率50%以下となっているものの、一部の中小企業は50%以上の混合物を使用しているとも言われている。セメント総生産量のうち、約半数が32.5級品である。製品品質グレードアップのためだけでなく、生産能力過剰対策と環境対策のためにも、今後、32.5級品全体のGB基準取消を求める声が業界の大企業から上がっている。

### 冬季生産ピークシフト、生産停止問題

工業情報化部によると、2016年も北方地区を中心に冬季生産ピークシフトを実施するとのことだが、顧客との売買契約上、生産停止できない企業もある。また、2014年のユース五輪期間前後での南京、2015年9月の反ファシズム戦争勝利70周年記念行事での北京、また一部地区では、PM2.5の値によって一律強制的な生産停止措置が敷かれる。環境基準を順守している企業の正常な経営活動を阻害しないようにしていただきたい。

## <建議>

- ①法を順守し稼働している生産ラインに対する閉鎖圧力は、地元経済、雇用等社会貢献の観点からも好ましくない。このようなことが起きぬよう、引き続き適切な指導を要望する。
- ②2015年1月の新環境保護法施行により、業界を問わず一律に規定されたSOxやNOxなど汚染物質の排出基準は世界的に最も厳しい基準となったが、日系企業としては先進事例となれるよう積極的に対応していく。しかしながら、法運用に当たっては、瞬時の基準値超過を許さないというような無理なものとはせず、工学的なばらつきを勘案し、一定の期間での平均値を取り締まりの指標とするよう要望する。
- ③全く同じ手続を同時期に行っても窓口(担当者)が違うだけで必要書類が異なることが多く見受けられる。行政機関での手続の際、必要書類の統一、手続の明確化、案内等、行政機関のサービス向上を要望する。例えば次のような事例が挙げられる。
  - 1) 設備輸入の際、以前と同じ設備を輸入したにもかかわらず、関税率の高いHSコードに訂正を求められた。納期の関係上、迅速に通関させることが最重要事項であり、粘り強く説明、理解を求める時間はない。変更が必要な場合は相応の納得できる説明を要望する。少なくとも過去に輸入しているものは同様に扱うことを要望する。
  - 2) 2015年6月より海関「報関単位注冊登記」において、年度報告が新たに義務付けられた。これにより企業の負担が増加した。簡素化に逆行しており、改善を要望する。

3) 各行政機関の手續において、オンラインでのシステム導入が増加している。しかし、企業側端末の種類やバージョン等によりアクセス出来ないシステムもあり、使用する企業側の利便性を考慮し、改善を要望する。

④日本人の社会保険料における本国との二重払い解消に向けて、二国間協議による早期解決を要望する。

⑤北京市以外の居住者であっても、勤務地が北京市である場合は、北京市にて就業証手續（発行、変更等）ができるよう、居住場所と勤務地の一致の原則を撤廃するよう要望する。

⑥北京市人事労働部門における外国人の就業申請に関し、学士以上の資格あるいは外国の国家資格を有していない場合や60歳超の場合でも、経験や技術が優れている人材は多い。一律に就業不許可とするのではなく、門戸を広げるよう要望する。

⑦セメント業界は、2003年の段階から国家発展改革委員会により「盲目的投資の防止」が謳われ、生産能力過剰抑制に動いてきた。以降、国务院や政府各部門からも毎年のように同様の通達が出ているにもかかわらず、規定された新設・増設の禁止や生産能力置換え(等量淘汰・減量淘汰)が徹底されていない。その結果、需給ギャップが拡大して悪性競争を引き起こし、売価の下落、大部分の企業の業績悪化をもたらしている。認可権限のある省級発展改革部門や工業情報化部門には、指導の徹底を要望する。